

TOPIC

# サラ金、闇金 違法金融などから社員を守る！

社会保険労務士 本間 邦弘

## 従業員の借金に関する問題が急増

消費者金融の借金が返済不能となったサラリーマンが、会社の給与を差し押さえられてしまったという話をよく聞きます。これはサラ金業者の申し立てによって裁判所が債務者の勤務する会社に対して、債権者である金融業者に支払うように命じたものです。債務者である従業員に対して給与を支払う会社が「第三債務者」となり、最大で従業員の給与から税金などの天引き後の金額の4分の1(その他に税金滞納で差し押さえを受けている場合など例外もあり)を債権者に支払うこととなります。

従業員の借金をめぐる問題に、会社としてどのような対応が考えられるかについて、実例を紹介しながら考えてみたいと思います。

## 銀行のカードローンの返済に17年

「結婚式の費用として、〇〇銀行のカードローンで200万円借りて月々返済していましたが、完済できた時には子どもが高校生になっていました」(サラリーマンのAさん)

当時の年利は13・5%で当初の返済額は毎月5万円でしたが、返済額が50万円減るたびに月々の返済額は4万円、3万円と減っていったそうです。そして返済額が30万円を切ると月々の返済額は1万円にまで下がり、それから完済まで4年以上を要したといえます。

都市銀行のカードローンでもこのように長期間の返済が必要な現状のため、サラ金から借りた場合には返済が滞り、さらなる深みにはまる例も多く発生しています。「たった10万円を借りただけなのに、10日後には20万円になり、返済のためにまた別の業者から借

## マネーロンダリング補助にも

まさに八方ふさがりとなったBさんは最後の頼りとして会社の上

司に相談。会社は、元検事で今は弁護士として活躍する「ヤメ検」のC弁護士に解決を依頼しました。C弁護士の話では、以前は代理人となつて闇金に交

りるということを繰り返し、気がつくとも1カ月の返済額は百万円以上に膨れ上がっていた。最後はいくら借りていくら返したかわからなくなっていた

違法金融業者、いわゆる「闇金(ヤミキン)」から借り入れをしてしまったBさんはこう語ります。

闇金は、携帯電話へメールや電話で融資を持ちかけることが多く、いまや利用者は若者から高齢者まで広がっています。1カ所でも闇金から借りると、すぐに10件を超える別の闇金から次から次とメールや電話で融資の勧誘があり、特に闇金と同じグループで返済日や返済額などについて情報交換を行い、返済のタイミングをみては「お困りでしょう、簡単にすぐに融資できます」などと巧妙に誘います。返済が苦しい借り手は、ついつい申し込み、どんどん泥沼にはまっていってしまうのです。

渉してくる弁護士の事務所の窓ガラスが割られたり、弁護士事務所に向その電話で寿司を百人前注文して届けさせたりするような嫌がらせが横行していたそうです。最近はずっと逮捕されることも多くなったため、借り手が電話に出ない場合に留守電に脅かしや罵倒する言葉を入れることも少なくなってきたといえます。それでもBさんに貸し付けていた一つの業者は、Bさん宅に脅しの電話を掛けていました。

闇金から借りた場合には、原則として利息だけでなく元金も返済する必要がないと判例でも明確になつていきます(平成20年6月10日最高裁第三小法廷判決)。しかし、融資を受ける際には住所、氏名、生年月日、勤務先などを告知しますし、もともと違法な業種ですので、借りたお金を踏み倒すということは暴力的な報復を受ける可能性が高くなるということでもあります。

さらに、違法な金融業者から借り、その返済と称して違法な口座に振り込むという行為は、マネーロンダリングなどの違法行為を補助したことになり、警察からの事情聴取や検察から呼び出しを受け

る可能性もあります。

C弁護士は、Bさんから依頼を受ける際に、「借りたものについては都市銀行のカードローンからサラ金、闇金に至るまですべて正直に話すこと、そしてもう一度真面目にやり直すと腹をきめること」を受任の必須条件として出しました。

闇金の多くは、他人名義の携帯電話を使い、個人名または名の知れた金融機関に似たような名称で貸し付けを勧誘し、返済は全く異なる個人名の口座に送金させます。

## 社内に相談しやすい環境を

Bさんのように、軽い気持ちでほんの数万円借りたことが大きな借金に膨らんでしまうことはよくあることです。また闇金はもちろんだ、高金利の借金というものは、そうなるでしょう。Bさんの場合は、そのうち返済が滞れば、会社に取り立ての電話がかかってくる

たり、実際に来社したりする可能性もあり、借りた本人だけでなく他の従業員や会社の業務に影響を及ぼすことも考えられます。借りた本人は気持ちも不安定になり、仕事のミスにもつながります。さらに会社の資金を流用するなどの不正を働く要因にもなります。

そのため、借金はあくまでも個人の問題とはいえ、日頃から会社が従業員に対して注意を喚起することは重要なことだといえるでしょう。従業員が1人で悩んでどんどん深みにはまらないように、すぐに相談できる窓口を会社内または社外に設け、何かあった場合の利用を絶えず呼び掛けることも有効です。

Bさんの場合には借金について

携帯電話を使うのは所在を分からせないためであり、足がつかないように手に入れた他人名義の銀行口座を使って返済させるといふものです。

Bさんは闇金4カ所から借金しており、弁護士が全ての闇金の携帯電話に連絡し、返済しないことや今後の督促を止めるよう話をし終りました。しかしC弁護士は、「闇金に手を出す人は、同じことを繰り返す傾向がある」と、Bさんが同じことを繰り返さないよう、祈るように語っていました。

相談できる人や機関が周囲になく、結局問題が大きくなるまで放置してしまったのですが、運よくC弁護士のように闇金問題を得意とする弁護士が関わってくれたおかげで、迅速に解決することができました。しかし借金問題の中身はさまざま、どの事例も同じパターンで解決するとは限りません。

そのため予防が大切です。相談窓口のほかに、トラブルから会社や従業員を守るためには、その道のスペシャリストとの細やかなパイプを持ち、最適な専門家を紹介してくれるルートを開いておくことが重要になっていくと考えます。

最後にBさんの「処分」についてですが、会社は闇金から借りたBさんに対し、服務規律の「常に品位を保ち、会社の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと」に反したとして、譴責(けんせき)処分として始末書を提出させました。できれば、そうなる前に問題の芽は摘んでおきたいものです。